

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 ( 282251 )	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市朝来(中川)地区 ( 石田区 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月16日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化が進み、規模縮小や継続困難な状況が起きつつある又遊休農地の増加が懸念される。後継者の目処がつかない農業者もおり、今後の農地利用について方針等を定め地域全体で取り組む必要がある。農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、認定農業者や新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現行の水稻栽培を中心に岩津ねぎや黒大豆栽培を取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらなる農作業の効率化を図る。地域の活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手や新規就農者への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施する。地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当該地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積・集約化を基本に地区内外の農業者等との情報交換を行い農地利用を進める 農地集積・集約状況の把握し、農地中間管理機構等を活用して担い手や新規就農者等へ集積・集約化を協議する
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の制度周知を行う。 担い手の経営意向を踏まえて段階的に進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道及び水路等の改修等については、必要に応じて協議する。 用排水路等の法面の除草管理等についても、随時検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区に在住する認定農業者等の理解や協力を得ながら新規就農者や他地域の協力やすみ分けを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集約化を進めつつ必要に応じて随時検討、取り組みを行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策として、目撃情報や被害情報があった場合には侵入防止柵の修繕や新設を行い、併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ⑦農道・水路等の保守・管理等は各補助金を活用して必要に応じて実施する